

平成 27 年 9 月 17 日  
独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

## チェーン部分からニッケルが溶出したネックレス

### 1. 依頼内容

「ネックレスを着用したら、首がかぶれた。チェーンからニッケルの溶出がないか調べてほしい。」という依頼を受けました。

### 2. 調査

当該品は、カタログギフトで入手した、チェーン部分にシルバー925<sup>(注1)</sup>が使われているという真珠のペンダントネックレスでした(写真 1)。相談者はニッケル、ステンレス等にアレルギーを持っており、初回の着用で首筋がかぶれたとのことでした。その後、相談者が販売事業者にお問い合わせしたところ、チェーン部分のシルバー925 には、下処理にニッケルめっき、その上からロジウムめっきを施しているとのことでした。

(注1)「シルバー925」とは純度 925 ‰ (パーミル) (=92.5 %) の銀を指す用語です。純銀は柔らかく傷つきやすいため、純度の高い銀をアクセサリや硬貨等で用いる場合は微量の銅等を加えた合金とすることが一般的とされています。

写真 1. 外観



ニッケルは耐食性に優れているなどの特性や、その色合いから、めっき加工などに広く用いられている金属ですが、皮膚などへの長期接触により、アレルギー性皮膚炎等を引き起こす場合があることが知られています。

そこで、当該品のチェーン部分からのニッケルの溶出量を調べるため、欧州規格<sup>(注2)</sup>に準拠した試験を行ったところ、 $67.1 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$ と、欧州での基準値 ( $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$ ) を超えていました。

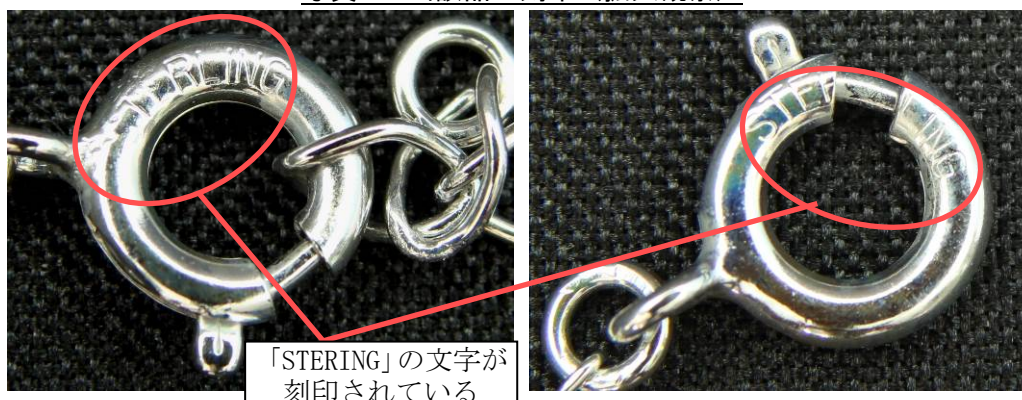
一方、当該品の丸カン部分に「STERING」<sup>(注3)</sup>の刻印がみられました(写真2)。また、同梱されていたカードには、取扱い上の注意として「体質によって、かゆみ・かぶれが生じる場合がありますので、皮膚に異常を感じたときは、ご使用をお止めいただき、専門医にご相談ください。」と記載されていましたが、金属アレルギーの原因となることがあるニッケル等の金属が使われている旨の記載はみられませんでした。

(注2) BS EN 1811:2011 Reference test method for release of nickel from all post assemblies which are inserted into pierced parts of the human body and articles intended to come into direct and prolonged contact with the skin (耳及びその他人体に挿入されるピアスポストアセンブリー、皮膚に直接かつ長時間接触する成形品からのニッケルの溶出試験基準)

日本で法的な規制はありませんが、欧州では皮膚に直接かつ長時間接触する可能性のある製品(ネックレス、ブレスレット、指輪、アンクレット、腕時計等)については、ニッケルの溶出量に関して単位表面積当たりの1週間の溶出量の基準が設けられ、それを超える製品の流通が規制されています。

(注3) 「STERING」とは Sterling Silver (英国硬貨純度の銀)の略記であり、「シルバー925」と同じく純度92.5%の銀を指します。

写真2. 当該品の刻印(拡大観察)



### 3. 解決内容等

依頼センターから販売事業者へテスト結果を伝えたところ、販売事業者から、8月以降のカタログには「ロジウムメッキ(下地にニッケルを使用もしくは含む)」と明記するとの回答がありました。

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165